

📌 << - - - 非 嫡 出 子 の 認 知 - - - >> 📌

📌 [非嫡出子]

民法上の婚姻関係に無い男女間に生まれた子を非嫡出子と呼びます。この非嫡子について、民法第779条では『嫡出でない子は、その父又は母がこれを認知することができる』と定めています。

この婚姻外で生まれた子の取扱いは、おおよそ次の3パターンに分かれます。

1. 父母の分からない子

これは置き去りにされた幼児等が該当します。出生届もされぬまま置き去りにされてしまい父母が不明な場合には、姓も籍も別個に新しく作ることとなります。当然、両親が不明なので、誰からも扶養されず、遺産の相続も出来ないこととなります。

2. 母が自分の子だと認知した子

通常、母子関係の場合は、出産の事実があれば母子関係が成立すると考えられていますので、母が出生届をすれば認知したものとされます。この場合、母の籍に入り、母の姓を名乗り、母の親権で保護され、母の扶養を受け、母の遺産を相続することとなります。

3. 父も自分の子だと認知した子

父からも認知されれば、その父に対し扶養を求める事ができます。但し、父に認知されたとはいえ、その父と母が婚姻状態に無い限り、その子の身分は非嫡出子のままとなります。

📌 [認知の方法]

婚姻外で生まれた子を認知する方法には、大きく分けて『任意認知』と『強制認知』があります。

1. 任意認知

一般的に認知の手続きは、父親となる者が行うケースが多いと考えられます。何故ならば、母子関係は出産の事実があれば、成立していると考えられていますので、母親が出生届出をすれば、それで認知したことになるからです。

認知の手続きは、市区町村役場に備え付けられている「認知届」という用紙に必要事項を記入し、必要な書類を添付して提出して行います。提出場所は認知する父の住所地又は本籍地の市区町村役場、或いは、認知される子の本籍地の市区町村役場に提出します。

認知は、遺言によって認知する事も可能です。(民法第781条2項)

遺言による認知の場合、その遺言者が死亡した時にその認知の効力が発生します。

2. 強制認知

実の父が自ら進んで認知してくれない場合には、その子自身、その子の直系卑属又は、これらの者の法定代理人が、その実の父である者を相手に訴えを提起して、認知を求める事が出来ます。

但し、この裁判を提起する前に先ずは、家庭裁判所へ認知の調停申し立てを行う必要があります。そこで調停を試み、その調停で合意に達すれば、家庭裁判所は必要な事実を調査し、認知の審判を下します。

尚、認知を求める裁判を提起する場合において、その相手方である父又は母が既に死亡している場合には、その死亡の日から3年以内であれば、検察官を相手としてこの裁判を提起可能です。

[終わり] 📌